

Title	名子賦役と刈分小作：小本川流域地方の名子制度（一）
Sub Title	
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.2 (1938. 2) ,p.187(35)- 215(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19380201-0035
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380201-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

でに徳川時代に、程度の差はあるが、實驗濟であつた筈である。偶々西洋技術の輸入に相遇し、これに眩惑されて、農業組織の改善を暫く延期したに過ぎなかつた。然るにわが國農業の特殊事情——水田耕作の如き——は西洋技術をそのままに適用することを頗る困難にした。西洋技術の翻案は間もなく行きづまらざるを得なかつた。従つてこゝに新しき農業論の發生を見るに至つた。それは農民が明治以後に自給自足的生産から商品市場を目的とする生産に轉換すると共に生じた多くの弊害をも含めて、農民救済を説くものであつた。前述せる徳川時代の封建的農業振興策とは異なつた見地から農民を救済せんとするものであつた。それは個々の技術的改善を説くものではなく、農民社會の全體的改革を要求するものであつた。明治十年代におゐてその端緒を示し、明治二十年代に至つて一層明確に現れてゐる。しかし明治時代におけるこの變化は今こゝでの問題ではない。こゝでは唯徳川時代の農業論と明治初期の農業論との連關を概論的に辿つて見たに過ぎない。

(55) 小野博士の前掲論文には「農家備要」の著者を河野碩藏とされ、著述年代を明治元年とされてゐる。著述年代は蓋しその序文に従はれたものと思ふ。因みに博士は明治以後の農學思想を二派に分けられ、一つを固有農學他を歐米農學とし、前者を又尙古派農學と名づけられ、さらにこれを二派に分ち、一を農政史學派とし、横山由潛、織田完之をその代表者とするもの、他を徳川時代からつゞく老農學派とされてゐる。同論文は「日本農業史序説」と題してはゐるが、前にも指摘したやうに、農學史として好箇の述作である。

(56) 明治初期の農業技術の輸入に關しては、小池基之「明治初期に於ける農業技術の發達」(慶應義塾經濟史學會紀要、第一册第一部所載)參照。
昭和十三年一月十八日稿

名子賦役と刈分小作

—小本川流域地方の名子制度(一)—

小池 基之

目次

- 一、序 論
- 二、小本川流域地方の自然的、地理的條件
- 三、名子賦役と刈分小作
- 四、名子制度と家畜小作 (次號)

一、序 論

「名子」とは何であるかについてはまだ明確な概念規定はなされてゐない様である。それは豊富な資料の蒐集と分析に基かなければならないのであるが、名子研究は現在資料検討の段階に止まつて居り、又現在名子の隸屬關係が極めて多様の形態を示してゐると共に名子といふ言葉も極めて多様の意味内容をもつてゐるからである。

名子賦役と刈分小作

現在名子制度に關する最も纏つた調査書として擧げられる岩手縣内務部調査「特殊小作慣行名子制度の實情」は名子制度につき次の如く述べてゐる。「概して云へば土地も家屋も全然所有せざる貧農、所謂名子が地頭(地頭なる言葉は現在では普通用ひざるも以前は地頭は大抵名子を所有したれば逆に名子を所有するものを地頭と考へたるが如し、然れ共地頭以外にも廣大なる土地を所有せる豪族、地主の多くは名子關係を有したるものと認めらる、云々)と稱せられし地主より家屋敷及び耕地、山林、原野、農具、家具、家畜等を貸與され其の家に居住し其の土地を耕作して生活資料を收益し、其の代償として地頭の要求に應じ賦役に服し、尙名子は地頭の命令を絶対に遵奉する精神を保持し主従關係に等しき間柄を形成し隸屬的關係にあるものなり。」(一) 即ちこれによれば名子とは(一)、地主より主要生産手段である耕地、山林、原野及び家屋敷、農具、家畜を借受け、(二)、その代償として地主に賦役を提供する世襲的な主従關係にあるものを云ふ如くであるが、同調査書は引續いて「然れども……地方により、名子主により、制度の内容必ずしも一樣ならず、即ち家屋敷は名子が之を所有し、耕地のみ借り受け其の代償として賦役に服するものを名子と呼ぶ地方、或ひは耕地は自ら所有し、家屋敷のみ借受け賦役に服するものを名子と呼ぶ地方あり、また山林のみ借受けて賦役に服するものを特に山名子と呼ぶ地方ありて地頭が名子に貸與する物件の種類、名子賦役の分量、主従關係の程度等は一定せざるも名子は地頭の命令に従ひ賦役を提供する外地頭の家に冠婚葬祭等ある場合は必ず手傳ひに行き、日常に於ても普通の小作者よりも、主家との出入多く、親しき間柄に在ることは何れの地方も異ならず」と述べ、結局名子關係の本質は賦役の提供にあるものと見てゐるもの、如くである。又岩

手縣二戸郡福岡町の國分謙吉氏、九戸郡長内村の長内松男によれば、名子とは屋敷を貸して貰ひその代り煤拂ひ、祝儀、不祝儀のとき勝手元(臺所)に来て手傳ひをするものであり、従つて長内氏によれば、屋敷代として金穀を納めると名子でなくなるといふことである。しかし下閉伊郡安家村では宅地、畑、山林原野、建家に對しては賦役の代りに使用料として金納制が行はれてゐても名子と呼ばれてゐるものもある(2)。尤もこの場合は本來の名子制度が變形して賦役が金納に轉化しても依然主家との從屬關係が存續して名子といふ名稱が残つてゐるものと考へられる。名子制度の本質は生産者への土地の分與(給付)とそれに基く地主に對する身分的隸屬に存する。賦役の徴收は永代的隸屬關係の實現の形態である。従つて、例へば現在三戸の名子を所有せる九戸郡夏井村太田林藏氏の談に従へば少くとも夏井村に於ては名子關係は小作關係から區別して、全く別なものとして考へられてゐるので、名子の關係は「小作」の關係として考へられてはゐない。これは一面、舊藩時代は勿論、現在に於てすら名子は普通小作人よりは遙かに低い地位に置かれてゐることによるものであらうが、又名子地耕作に對する觀念が普通小作人に於けるとは異なつて、即ち單なる賃借權としてではなく、土地用役權の「宛行」又は「給付」として觀念されてゐることによるものであらう。即ち名子が地頭より借入れてゐる家屋敷、田畑、山林原野、或ひは農具、家畜等は地頭が恩惠的に貸與したものであるが、永代的用役の慣行が集積して一つの權利化するに至つたので、これ等は名子に重大な義務違反することのない限り世襲的に貸與され、取り上げられることがない。それ丈普通小作人よりは一層強く永代的、世襲的從屬關係の下に置かれてゐることになるわけである。小野武夫博士及び森嘉兵衛氏によれば舊南

部領の名子は「借用せる名子地に對して用益的永小作權を有つてゐるのみならず、その借用せる住宅、山林、家畜其の他のものに對する永久的世襲的使用權を有つてゐたことが名子の特性であり、他の永小作制度と區別せらるべき點」であり(3)、又小野博士によれば、南部藩の一般慣習として地頭若し罪を犯し關所の罰を受くるとか、又は地頭の家破産し其財産全部を債權者に引渡す場合に於ても、其地頭に附屬する耕作地には何等の影響を及ぼさざるを常とした、之を法律的に云へば名子の保有する耕作地は第三者に對して對抗力を有するものであつた、而して更に名子が何かの大罪を犯したる時は地頭は其責を負はざるを得なかつた(4)といふことである。即ち名子の耕作地は若干永小作的物權の性質を有するものといふことが出来るであらう(5)。

1 同書二頁

2 木村修三「舊南部領の莊園類似の制度」(「農業經濟研究」第三卷第二號)二九頁

3 小野武夫、森嘉兵衛「舊南部領に於ける名子制度」(「政治經濟研究」第一年第一號)二〇頁

4 小野武夫「近代地主と村落經濟」(「經濟志林」八卷二號)三五—六頁

5 小野武夫「永小作論」九一頁。「分與永小作ハ地主カ小作人ニ永久小作ノ權利ヲ給與スルノ謂ニシテ、内百姓、門百姓、門屋百姓、家抱、庭子、作り子等ノ名稱ヲ帶フルモノハ多ク此種ノ永小作ニ屬ス、即チ徳川時代ニ於テ或ル地主カ近親又ハ召使ノ者ニ一ノ家屋及ヒ家具ニ若干ノ小作地ヲ添ヘテ分與シ、其附近ニ於テ農業ヲ營マシメタルヨリ起レル特殊小作ニシテ、此種ノ永小作人ハ其カ成立ノ原因上ヨリシテ一般社會ヨリ劣級ノ作人トシテ視ラルルコトモアリキ。」又仙臺藩でも地頭の土地が公賣に付されるか或は關所として沒收されるやうな場合は名子地は之より除外して處分することになつてゐるさうである(前掲小野・森兩氏論文一九頁)。

又嘗つて明治初年地租改正に際して名子地を名子に讓渡して名子解放を行つたその實質が如何なるものであつたかの一事例として九戸郡侍濱村の資料を紹介したことがあつたが、(「捕稿」名子解放の一例)(「歴史と生活」第一號)名子地が單なる使用權以上の關係に置かれてゐること、關聯して、名子に名子地の所有權を無償讓渡することによつて、名子賦役徴收の關係を持續し、永代名子關係を存続せしめんとしたのに對して、現耕作地は祖先の自費開闢したる土地なるを以てその所有は當然のことであると主張して、永代名子關係の存続、耕作地讓渡に對する反對運動を惹起したこの事例から、又名子、地頭の土地所有權に對する觀念の一斑を覗ひ得るであらう。

以上名子の名子地に對する收益權の關係から名子の性質を見て來た。地頭が名子に對して爲す家屋敷、耕地等の貸與は多分に恩惠的なものであつて、従つて、名子の地頭に對して提供する賦役の如きも必ずしも定量的反對給付の意味をもつてゐるものではなかつた。こゝに又身分的隷屬關係と、賦役徴收に對する強制的存在の根據が生ずる。このことは名子制度發生の本來的形態が分家におかれてゐたこと、關聯して一層明瞭に理解されるであらう。

一般に名子に對して名子を所有するものを地頭と云はれてゐるが、名子からは地頭とは云はずに、旦那、大家、御家、本家等と呼んでゐる。しかし又大家、本家に對して、名子のことを「かまど」(別家)と呼んでゐる地方もある。「かまど」は元來「一戸の家」といふ意味であるが、「かまどを分ける」等から分家といふ意味に用ひられ、血族に非ざる奉公人を分家したものを指すことが多い。然し、分家より生じたる所謂「かまど」も、其の他の原因より生じた「名子」も區別せずして一樣に「かまど」と稱する地方もあり(1)、又「かまど」と稱すべきものを「名子」と呼んでゐる地方もある(2)。

- 1 三戸郡淺田村、岩手郡大更村、九戸郡中野村其の他
- 2 九戸郡晴山村、輕米町、侍濱村其の他

元來名子は名主に對比すべきもので、名主の子又は家來といふ意味であるといふことである(1)。伴蒿蹊の「閑田耕筆」に佐野儒士の話として「阿波にて祖谷山イヤタニの邊深山幽谷に村里多し。村といふことを名ナと云ふ。其所にて然るべき者を名主ナシユと呼ぶ。下の民を名子といふ。東大寺の古文書に、村を名と云ふことあるにかなへり。又諸侯を大名といふも、名主の大なる心成べしとぞ(2)」とある如く、名子制度は中世の名田制度にその發生の起源を求むべきであらう。名田の發生については種々意見の存するところであるが、「名」とは本來莊園の一種であり、「名」を領するが故に名主職といはれる。即ち名主階級はその當初に於ては領主と農民との間に介在して名田を擔當し、自ら耕作し或ひは他人に耕作せしめて年貢を請負つた小地主であり、武士であつた。而して地頭制度の全國的普及につれて名主職、作人職等の區別も次第に不明となり、又地頭職と混同して權利の根源が不明となるに至つたが、殊に地頭は年貢賦課の事務を取扱ふものであり、租稅管理權を有するものであつたから、その專横な振舞は結局下地を中分して地頭に分與し、縁を切らねばならぬ場合が多かつた。地方では名主職を持つ程の武士は大抵何れかの莊園の地頭であつたのである。かくして下地中分の後は名主職、地頭職の區別は明らかでなくなり、一方地頭得分を取得し、他方領主の宗主權を承認すると共にその山地は之を分割して一門や郎等に給與して賦役若しくは年貢を徵收したのである。特に舊南部領に於ては給知を有する武士を地頭と云つて居り、又地頭のうちには開發地主なるもの

が多いことから(3)、初めは名主の子といふ意味から名子と云はれたものが、名主が鄉村組織に於ける行政機關としての職務を有し。又それを指す名稱となるにつれて、所謂名主にあらずして名子を有するものもあり、又名子を有するものは所謂郷士又は郷士的待遇を許されたものが多かつたので、本來武士ならざるも名子を有して或る地域を支配するものを一般に地頭と云ふやうになつたのではないかと思はれる(4)。

- 1 農林省農務局「舊南部領ニ於ケル名子及之ニ類似ノ制度」(昭和十一年一月刊)四頁。有元英夫「日本の封建農奴」(中央公論)大正十三年十月號)三七頁
- 2 「日本隨筆大成」卷九、五三九頁
- 3 農林省農務局「本邦ニ於ケル刈分小作」(昭和九年三月刊)九三—九五頁參照
- 4 柳田國男「日本農民史」七九—八八頁、前掲農務局名子調査書四—五頁參照

以上に於て略々明らかである如く、名子制度の起源は遠く莊園成立、支配の時代にあつたものと云へやう。従つて莊園的土地所有、特に名田制度の勃興と共に、以前の賤民たる奴婢、下人、家人、従者の類が小家、分附、家抱に轉化されることにその本來的の發生を見、又一般の農民や浮浪民が特定の土地に土着して、領主、豪族、莊官、名主等に隸屬し、土着武士の従者、郎黨等を小作人とし、血族の分家又は譜代奉公人の分家が本家に隸屬關係を結ぶこと等によつて發生した名子制度を名子關係の本來的形態と見ることが出来やう(1)。そして封建的土地領有關係の定着過程に於て、東北地方に於けるが如く、社會的な、又自然的な條件から莊園的、土豪的勢力が強く殘存してゐる場合には、鄉村機構のうち郷士的、土豪的勢力は所謂「地頭」として介在する。これ等の地主は前期封建

的勢力を持続しつゝ、多く僻陬の地に土着し、名子労働を使役して「地主手作」を営んだのであつて、名子は家屋敷及び耕地其の他の生産手段、労働用具を貸與され、其の土地を耕作すると共に、其代償として地頭の要求に應じて賦役に服するといふことになるのである。

1 岩手縣内務部調査書五一六頁。下閉伊郡豊間根村の事例、上閉伊郡金澤村の名子制度等に其の原型を見得るであらう。更には九戸郡侍濱村島谷家の事例。又私の調査したものうちに宮城縣本吉郡鹿打村字小々汐の名子制度があるが、此の部落は地頭尾形家とその分家より成つてゐる。

これ等の本來的な名子の外に、現在最も多く見られるものに借金名子の形がある。即ち封建的土地領有の階層組織が農民を封建的零細耕作の限界内に押し止め、その中の再生産を制限し、不充分ならしめたこと（従つて農耕技術の停滞と低位）と相俟つて、又これに吸着せる商業、高利貸資本が平百姓、本百姓をして自己の占有せる土地、家屋を借金の抵當とし、質流れの結果債権者の名子となるに至らしめ、或ひは土地家屋を年季賣、永代賣して買主の名子となるに至らしめた。かういふ形は元祿以後の藩財政の窮乏と屢々の飢饉によつて益々増加したものと思はれるが(1)、これ等の名子制度が、その發生の形態からして派生的であると見られることは當然であらう。

1 例へば前掲岩手縣内務部調査書、七一〇頁参照

扱我國農村の基本的構造理解のために、以上の如き名子制度の研究がとくにとりあげられる意義については、今更こゝに繰返すまでもない。然し名子制度研究の意義は、屢々云はれてゐるやうに、それが、單に農政史家の參考

として、残存する所にあるのではない。それは勿論現在では山間部に僅か局部的に残存するのみであり、それも資本主義の農村への侵入によつて崩壊せしめられつゝある。然しながらその崩壊過程は單に名子制度の形態變化の問題としてとりあげらるべきではなくして、農村の基本構造そのものゝ分解、變形の問題としてとりあげられなければならない。經濟的特質は常に構造的性質として理解される。名子制度の變化は、その存在の態様を變化せしめ、名子制度、徭役労働の機能の變化をもたらしたが、それが岩手縣山間部其他に見る如く如何に残存せしめられたか、或ひは如何なる形で刈分小作乃至は普通小作へ移行せしめられたか、又それ等の特質づけたかは全農村構造の上か理解することによつてのみ可能となるからである。従つて名子制度についての經濟史的資料は現存せる、又は現在既に消滅せる名子制度の本源的形態を知る爲めに、又その變化の跡をたどる爲めに重要ではあるが、そのみに止まつては名子制度の有する現代的意義は把握出來ない。その爲めには充分なる補助資料の蒐集と共に、誘徹せる理論による分析を必要とする。然しながら、私は今こゝに於てそれを成しとげやうとするものではない。たゞそれへの一つの材料といふ意味に於て、岩手縣下閉伊郡小本川流域地方をとり上げ、そこに於ける名子制度を見てみようと思ふのである。小本川流域が一つの地帯として取り上げられる意義は、それが閉伊川の馬と對比さるべき畜牛地帯であるといふことである。尤も此の地方の名子制度といつて、制度そのものは前記岩手縣内務部調査を初め、木村氏、木下氏の論文(1)其他で可成り詳細に紹介されてゐる。従つてこゝでは私の調査した所に基き、それ等を訂正しつゝ、(一)、名子賦役と刈分小作との關聯について、更に、(二)、そこに比較的閉却されてゐると思はれる牛の

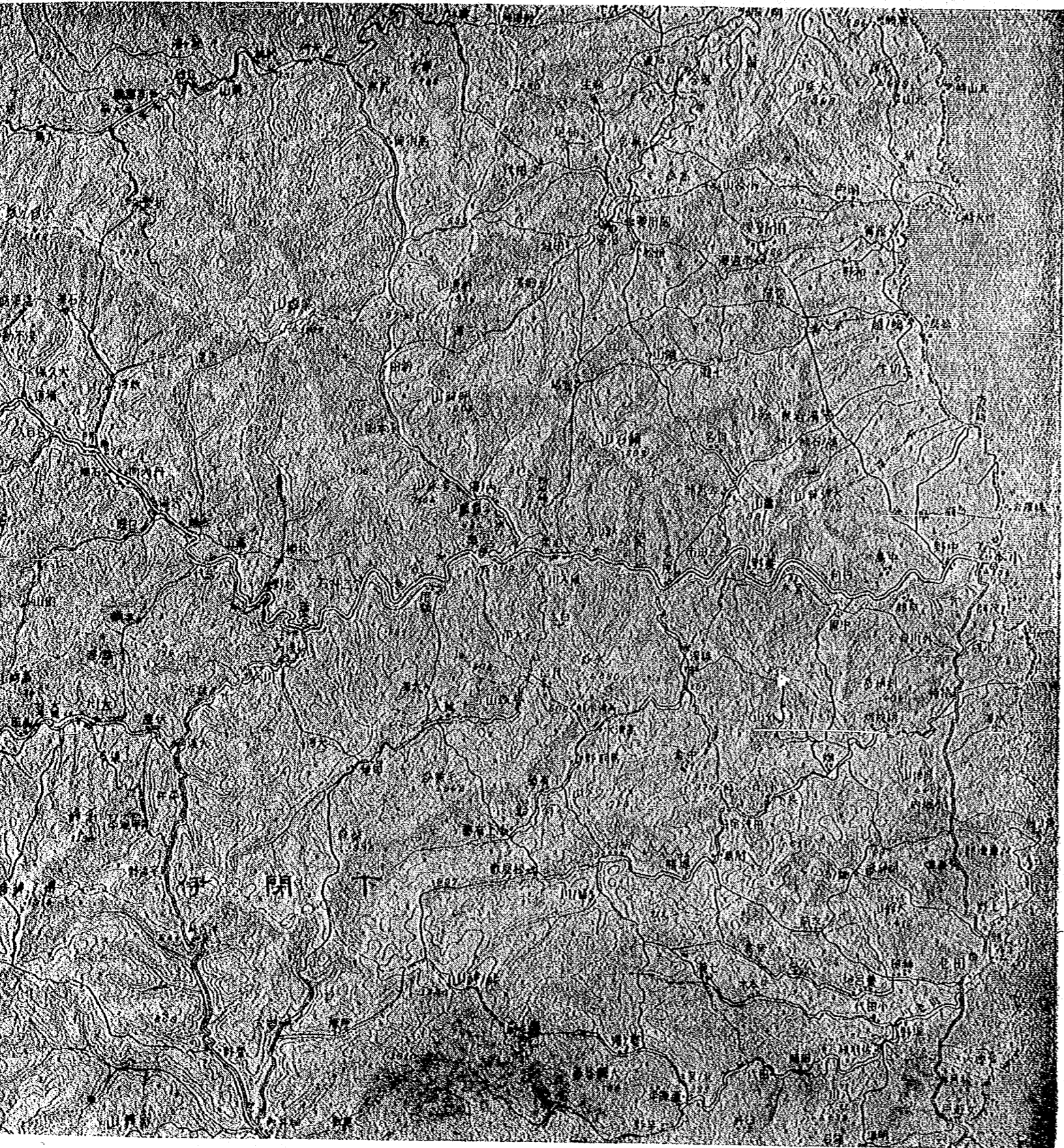
立分制度との關聯について見たいと思ふ。

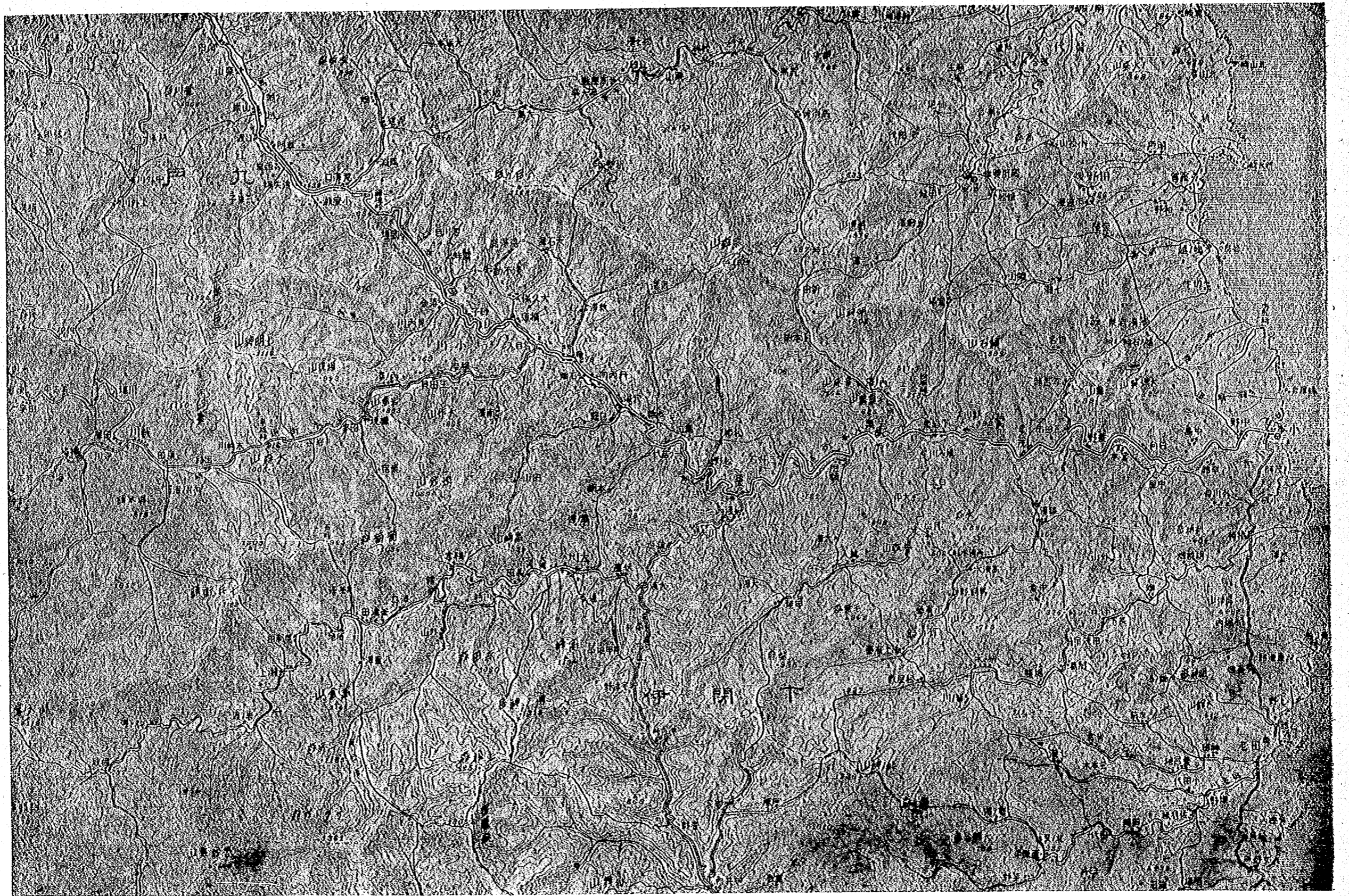
1 木下彰『日本農業に於ける徭役労働』(『社會政策時報』第一八四、一八六、一八七號)

二 小本川流域地方の自然的、地理的條件

小本川は下閉伊郡の北を小本街道に沿つて東流する。下閉伊一帯の地は北上高臺の中部に當つてゐるので、その河谷によつて縦横の山群に分れるが、著しい山脈、高峰は少く、概ね一千米内外の高度を以て波状に起伏する山貌を呈してゐる。この間に閉伊川と小本川とが比較的深鑿せられた溪谷をなしてゐるので、勢ひ下閉伊郡はこれによつて三つの部分に分けられることになる。全體として高原性の地域であり、太平洋岸一帯も亦特異の相貌を呈し、北上山塊の東邊から急激に低下する幅東西約三千米、高度七十乃至百米の低地が、海岸に向つて僅に傾き懸崖をなして海に面してゐる。従つて下閉伊郡に於ては宮古を除いては河口、海岸の利用は殆んどなく、又平地の發達せるところ極めて少い。小本川流域の處々に僅かに第三紀層の平地の發達を見るのみである。

従つて交通も宮古を中心とする海運が重要な地位を占め、元和年間商港及軍港として開發されて以來、八戸藩の八戸と共に、舊南部領の物資輸出入の中心となつてゐた(1)。之に對し陸路の交通は、前述の地理的條件より理解し得る如く、極めて未發達で、上代に於ては僅かに濱街道及び閉伊、小本の兩河谷に開かれてゐたが、峻坂險路で荷物の運搬は偏に人の肩背に據つたといふことである。宮古港の開發と共に、元文、寛延の間、僧牧庵鞭中によつて閉伊川に沿ふ二十里の岩石を斫り險阻を削り、盛岡、宮古間に荷馬を通ずるを得るに至つたのであるが(2)、これ





閉伊川に沿ふ二十里の岩石を斫り險阻を削り、盛岡、宮古間に荷馬を通ずるを得るに至つたのであるが(2)、これ

から見れば小本川河谷の道路開鑿は、當然遙かに後のことであると云へやう。現在小本川街道と云はれるものは小本川に沿つて小本、岩泉、小川の諸村を経て、九戸郡江刈村、葛巻村、二戸郡田部村、姉帯村、小鳥谷村に達するものであるが、舊小本街道は小川村より藪川、玉川村を経て盛岡に達するものであつた。更に現在では岩泉町より大川村、刈屋村、茂市村、千徳村、山口村を経て宮古に達する縣道が開かれてゐるが、舊藩時代に於ては閉伊川河谷に比して交通上可成り不便な位置に置かれ、従つて一般文化發達の停滞性が見られたことは想像に難くない。現在に於てすら、閉伊川流域は鐵道が全通し、更に宮古より南下し、豊間根村を経て山田まで至つてゐるのに對して、沼宮内、岩泉間は一日二回のバスによつて連絡されてゐるに過ぎない状態である。安政元年に書かれた三閉伊日記の記する處によれば、當時「下安家は六軒、堀内及澤堀内合せて、三十二軒、芦渡五軒、萩手二十軒、大田名部十八九軒、不行道、鳥居合せて二十軒、力持八軒にして、鳥居にては卯子酉神社參詣人のため、山を崩して宿屋四軒を建て云々」とあり、岩泉兵部の知行地として可成り早くから開けてゐた岩泉町についてさへ「岩泉町は家八十軒程ありて、此内酒屋二軒あり、此處小場なれども、四方の在方より、用をなす所故、商家多く野田一の繁地なり云々」と云ふ状態であつた。

(1) 仙臺鐵道局運輸課「東北の港灣」(三陸沿岸の部)二、宮古港一頁。八戸港と宮古港との勢力範圍は大體下閉伊郡普代村を境としてゐたものゝやうである。(同上、一、八戸港、一頁)

(2) 岩手縣教育會「岩手縣下閉伊郡志」(大正十一年十一月)六三―四頁、一九八―二〇〇頁

以上のやうな社會的條件及び自然的條件の下に於ては、農業生産力は當然低い段階に停滯せざるを得ない。水田は一般に氣候の寒冷と不順と相俟つて、閉伊川下流及び其以南に見られ、山間には往々棚田を設けてゐるものがあるが、小本川流域には尠い。栽培物は稻であつて、耐寒性の強い陸羽一三三號等が多く植付られてゐる。特に此の地方の稻栽培は分蘖が甚だ不良で（特に山間清水に於ては）一本植、二本植といふやうな植付は行はず、植付のときは四、五本で刈取りの時六、七本乃至十本位を普通とする。

畑は一年一毛作又は二年三毛作が行はれてゐるが、二年三毛作の行はれるのは南部の比較的氣候溫暖で農耕技術の進歩せる地方、乃至は北部に於ても肥沃度の高い、耕作に便なる地方である。作付順序は多年踏襲せられた作付順序を固守してゐるが、小本川流域地方の二年三毛作は春（五月）稗を播種し、秋季（十月上、中旬）之を收穫し、其の後作として麥を播種し、翌年五、六月の交其の作條間に大豆又は蘿蔔を播種、六月下旬乃至七月上旬に麥を收穫、大豆、蘿蔔を十月下旬乃至十一月上旬に收穫し、翌年春稗の播種まで休畦とするものである。麥の栽培法は古來二尺畦一面に播種したが、近年改良作なるもの行はれて、增收を見るに至つてゐる。二年三毛作の行ひ得ない所では稗、大豆、麥、粟等の一年一作を行ひ、特に山腹の傾斜地で耕作の便悪しく、地味のやせてゐる山畑では蕎麥を連年作付し、又特に大豆を作付するところもある。

註 一例として岩泉町に於ける田畑の割合及び作付反別を見れば次の如くである。これによつて見ても利用度は極めて低い。

田 一四〇^{町反} 米 一六七^{町反}

畑 六七八九

麥	一五九七
大豆	一三一〇
小豆	二二〇
粟	一三三
稗	一六〇四
蕎麥	一五八
馬鈴薯	三二八

〔備考〕 昭和十年度岩泉町要覽

三 名子賦役と刈分小作

(1)

以上が小本川流域地方に於て名子制度の行はれてゐる自然的、地理的條件である。小本川流域地方に於て名子制度が如何にして發生したかについては明確な資料は存在しない。他の地方に於ても同様であるが現存せるものは借金名子の形をとるものが可成りに多いやうである。

小本川流域地方の中心地である岩泉町には現在地頭は七戸あり、名子は六、七十戸と云はれてゐるが、八重樫金十郎氏、八重樫長八氏、小泉仙助氏が特に大きい(1)。しかし、この町は宮古、山田に次ぐ下閉伊郡屈指の商工業地であつて、これ等の地頭も多くは自から農耕に従事せず、酒造業、畜牛業、金貸等を営み、従つて名子の形も可成り異なつてゐる。名子は普通「出入の者」と云はれて居り、多くは雇人の分家せるものであるがこれ等雇人のう

ちには借金の抵當として奉公人となつたもの、所謂質物奉公人も可成りあつたものと思はれる。八重樫金十郎氏は現在二、三十戸の名子を持つて居るが、年少の頃雇はれて、多くは牛の飼育其の他の農事に従事し、衣食を給せられ(給料はなし)年長するに及び一町前後の田畑宅地及び家を與へられて出入となつたものである。特に賦役は課せず、味噌作り、正月、盆等には必ず来て手傳をする位のものである。家は多く田畑、宅地と共に分家の際に給するのであるが、特に家を建てる爲めに金を貸したのもある。又八重樫長八氏の所では「出入の者」は現在十二、三戸あるが、何れも酒造技術傳習のため地方のものを雇入れ、宅地、建家を與へて定住せしめたものである。酒造業は寶暦元年十月より創めたものであるが、萬延元年の造酒證文によれば酒造高は二百石である。出入の條件は、宅地は一戸に付約五十坪、それに田畑を小作させるが、畑一戸に付六、七反歩位である。名子に對しては何れも以上の如き臨時の手傳の外に、田畑の小作料が普通の小作人と同様刈分で徴收される。従つて此の場合は田畑の外に家屋敷、宅地を給されて、それに對して臨時の賦役徴收といふ形で主家に隷屬するものが名子であるといふことになる。刈分けは田の場合は「束分け」で、六把一島、刈取りには地主が立合ひ、畦畔に六把宛並べたもの、中から三把とり、残り三把を小作人がとる。運搬及び脱穀は各自に於て行ふ。肥料は一般に地主側が出し、地主の厩舎から厩肥を搬出する。畑作物は「穀分け」で、脱穀後種子分を引去り、後折半する。畑の場合でも町方では地主が厩肥を出すのが普通であるが、肥料を地主持のときは藁稈は地主の所得、小作人持のときは小作人の所得となる。畑作物中蘿蔔は本數で分配、又は畦分け、馬鈴薯は畦分け又は刈分け(何れも分配率は五分五分)である。

此の地方に於て特徴的であるのは、田畑の小作と相並んで牛の小作の行はれてゐることである。八重樫金十郎氏の所では、田畑を小作せしめてゐると否にかゝはらず、在方に二、三頭宛貸付け、仔の生れた時之を市場に糶に出して(2)賣上價格を折半する。飼育中の費用は一切管理者の負擔である。此の場合飼育期間中搾乳をなすものは仔を全部地主の所有とするものもある。又田畑を貸してゐるものに牛を貸し(農耕に用ひ又肥料を收得する)、田畑の作物を全部小作人に所有せしめる代りに仔は地主の所得とするものがある。八重樫長八氏の所では牛は三十五、六頭貸付飼育されてゐるが、犢の賣上價格を折半する仔分制度が普通に於て行はれてゐる。此の場合搾乳は仔をとるのに不都合であるから、搾乳は禁じられるか、制限されてゐる。又秋から翌年八十八夜まで預ける所謂「預託」の方法も行はれてゐる(預託金は十七圓位、夏は山あげする)。此地方では後に述べるが如く、早くから畜牛地帯として知られて居り、初めは役牛を中心とする利分制度が廣く行はれてゐたが、明治初年畜牛改良の方向が、肉牛へ、更には乳牛へと向けられるにつれて仔分制度へ移つて來てゐる。

- 1 昭和五年現在地頭所有地合計は田約六町四段、畑百十三町、宅地一萬五千七百七十坪、雜地二千四百六十八町四段で、何れも多少の自作地をもつてゐるが、自作地は常雇、日雇、臨時雇によつて行はれてゐる。例へば八重樫金十郎氏の自作は雇人一人(給料月十圓の割、食費其の他一切を持ち年限なし、負債關係によつて結ばれ、給料は隨時拂)、日雇五人(日々近在の自宅より通ひ日數によつて賃銀を貰ふ。春夏は比較的高いが、冬は安く、年平均七十圓位、食事を供す)、臨時雇五人によつて營まれてゐる。

- 2 此地方一帯、牛馬の賣價は以前は地主、小作人間の價格協定(仕切り)によつて定められてゐたが、最近では産業組合で

糶をやつて定められてゐる(手数料二分)。

附記 尙此の町には舊藩時代の大地頭中村家がある。同家は明治四十二年頃所有財産の大部分を賣却して名子全部を解放したが、現在でも舊名子のうち三軒又は出入して、主従關係、身分的隷屬關係を續けてゐる相である。然し賦役徵收其の他の直接の經濟的從屬關係はない。そのうち一軒は八代に亘る主従關係を持つてゐる。同家の名子制度については木下氏が親しく調査され、(同氏前掲論文「社會政策時報」一八六號一四〇—一四一頁)又資料も土屋喬雄、澁澤敬三兩氏によつて近く印刷刊行される筈である。

小川村、地頭數五名、昭和十二年現在名子數三八戸である。此の内南澤家が最も大きく、二六戸の名子を有するが、所謂借金名子の形をとつたものが多く、名子を有するに至つたのは約三十年前である。此の村の名子は、田畑、家屋敷等の不動産を債權者に移した場合に名子になつたと云ふので(普通小作人は「作り子」と云はれる)、所謂負債名子、借金名子とも稱すべき家屋敷其の他を永代賣して名子に轉落したものが多のであるが、地頭佐藤家の名子三戸の起因は次の如くである。佐藤家は新田開發地主として定着し、現在で四代目であるが(1)、當初新田開發の際使つてゐた奉公人に家、宅地(一九七坪)田畑を與へて名子としたもの、新田開發による資産の増加から、献金によつて士分に取立てられ、南部藩に仕へるに及び、其家來に田畑、家屋敷(八六坪)を與へて名子としたもの、及び前者奉公人名子の娘に婿をとつて名子として世話をしたもの、三戸である(2)。名子には田約二反歩畑三反歩位、馬二頭、建家(三間に五間位)菜園(一反歩位)を給され、其の他草刈場、薪取場を借りてゐる。之に對して賦役は一年三十五人、田畑の小作料は分け作となつてゐる。賦役は主に農耕の外薪取り、脱穀調整、其の他、女は家のまはり

の草取り、靱取り等に用ひられ、三食付である。薪取りは名子に山できらせ、運搬は地頭方でやる。又養蠶其の他は臨時雇のとき名子雇に對しても日給一圓を給してゐる。(尙南澤氏の賦役は年五十人位、又或地頭の所の名子賦役は一年十五人位で、十五人以上働かせる時は地頭は一日八十錢位の賃銀を支拂つてゐるところもある。)田畑の刈分けは、田は「束分け」、六把一束、二束一島で、畑は脱穀後即ち「こなし分け」、分配率は五分々々である(3)。糶、稾は一般に行はれてゐるやうに肥料を出した方でとり、種子は地主が與へ、種子代丈差引く。馬は冬は舍飼をし、春から秋へかけて地頭の放牧地へ「山上げ」をする。名子には又牛を「預託」するものもあり、特に山林の借入に對しては賦役又は牛馬の預託が行はれてゐる。

- 1 初代は安政中八十歳で没す。
- 2 佐藤家には此の外奉公人のよく勤めたものに宅地と家とを與へて別家させる「つとめ別家」といふものがある(三戸)農業以外の職業を持つもので、賦役は名子賦役よりも少く、年十五人である。
- 3 下等地は名子六分、地主四分の分配率をとつてゐるところもある(關口三平氏)。

安家村、地頭二名、名子二十一、二戸であるが、このうち一人の地頭は他村(野田村)の地主である(1)。この地頭の名子(五戸)は宅地六畝乃至一反五畝、畑一町乃至五町(平均一町三反位)山野七町乃至二十町位を貸與され、その代償は二十二圓乃至三十五圓の使用料を收納し、賦役を徴しない。(建家は地頭より貸與されてゐるもの一戸、名子の所有のもの三戸、不明一戸である)。名子の田畑及び其の他の小作人の小作地は刈分けて地主から肥料を出した場合は收穫物から種子を差引いた残りを折半し、肥料を小作人が出した場合は小作人は種子を除いた残りの三分

の二をとる(2)。

他の地頭(玉澤安太郎氏)は現在四代目であるが、初代は鐵山勘定方を勤め、二代目のときに田畑を買ひ、その際名子も一緒についできたものである。現在田畑(大部分畑)五十餘町、宅地約十町、山野約五百八十町を所有し、小作人五十八人の中名子と稱するもの十六、七戸である。名子は田畑約三町、山野二、三十町の外宅地、時には建家を借りてゐるが、この貸借關係は金納化してゐて、十五圓乃至三十五圓位の使用料(反當二石位の所で三十圓、畑五反山なしの所で最低一圓五十錢位、平均二十圓前後)を支拂ふ。此の外名子からは賦役を徴しないが、牛の放牧其他に名子及び小作人を男五十錢、女三十五錢位の賃銀で日雇することになつて居り、特に牛の放牧には必ず出ることになつてゐる(3)。又名子及び小作人には牛一、二頭宛立分けをしてゐる。小作人以外の立分けには十圓乃至二十圓の前金(敷金)を貸すのを普通とするが、名子、小作人の場合には前金はない。(敷金)制度は大正七、八年頃から起つたもので、前貸金を條件としなければ牛の預託をするものがなかつたことによる。名子、小作人の場合は身分的な、又經濟的な從屬關係から、牛の預託は小作條件の一つとなつてゐるので、前貸制度は行はれない。又金納使用料は主として牛の賣却代金によつて拂はれてゐるものゝ如くである。(名子地以外の普通小作料は殆んど刈分けであつて、條件は前者と同様である。唯自作農が自己の耕地の不足を補ふ爲めに玉澤家から借りてゐる一反内外の田畑に對しては金納で支拂はれる相である。現在は名子賦役を徴收しないので、手作は年雇(一人、月十五圓、期限なし)と日雇(七十錢位)とで行はれてゐる。

1 木下氏の記述によれば安家村には玉澤安太郎氏と同文助氏の二名の地頭があることになつてゐる。(前掲論文「社會政策時報」一八六號一三七頁)この記述は木村修三氏の調査に基いて書かれたものであるが、木村氏の報告は「下閉伊郡安家村の木村の或地主の所有地の刈分制度は云々」といふことが、安家村玉澤文助氏話となつて出てゐて、或地主と玉澤文助氏とは異なることを思はせるやうである(同氏前掲論文二八四頁)。しかし他の處では(三〇六頁)安家村の地頭として玉澤文助氏の名が擧げられてゐる。玉澤文助氏は安太郎氏の弟であるが、安太郎氏の息の話によれば、文助氏は隣村野田村の佐藤氏の所有地の差配をしてゐたといふことであつて、このことが文助氏の名子として誤り傳へられたものであるらしい。尤も文助氏も大正八年頃より小作地を所有して居り、この小作は此の邊一帶普遍的に行はれてゐる刈分で、條件は上述の條件と同様である。

此の村の名子制度は他村と非常に變つた金納使用料の納付といふ形をもつてゐる所に特徴があるのであるが、これが明治二十八年前後から金納化されたといふことは、後述する如く、此の時代あたりから地主手作が減少し初めたこと、特に此の附近に於て著しい畜牛關係(日清戰爭前後を一起點とする和牛改良運動の勃興、役牛より肉牛、乳牛への發展、又安家村は現在戸數二百二、三十戸に對して千頭以上の牛が飼はれてゐる)に基くものではあるが、此の場合には差配關係といふことが、名子に對する家屋敷宅地に對する使用料金納化をもたらした一因と考へられるのではないかと思はれる。(玉澤安太郎氏のところでは現在のやうな條件となつたのは大正の初年である)。

2 木村氏前掲論文二八四頁。

3 木下氏の調査では此の場合出なければ一年五圓を納付することになつてゐる相であるが(前掲論文一三八頁)事實は行はれてゐない。

大川村、木村氏の調査によれば、大字釜津田の中居家及び佐々木家が名子をもつ地頭である。名子の賦役は、例へば中居家では、家屋敷山野の使用に對して、あつて、田畑は刈分である。家屋敷に對しては月一、二人、薪草をとる山五町位に對しては月三人位の割合である。同家は大正六年迄は四十五人役位の手作を行ひ、名子雇其他の雇(1)を以て之にあてゝゐたが、手不足の爲めに大正八年には自作地を半減した。畑作物(大小麥、大小豆、稗、粟、蕎麥、蜀黍等)は前掲諸町村と等しく、刈分けであつて、小作人が扱きをへたとき知らせを出し種子を除いた残りを折半する。種子は多くの場合地主が保管し、稗は肥しを出した方がとる(肥しは多く小作人持、租税は地主の負擔である)。又、五年の年期中上畑一反十五圓、二十圓といふやうなものもある(2)。

山野の使用に對しては冬期牛馬を舍飼せしめ、立分けとする例がある。即ち山林では小作料の代りに地主は小作者に牛を年々飼育せしめ、仔牛賣却代金及び飼育料を小作料に代償せしめるものが多い(3)。

1 名子の外に山の使用に對し、或ひは借金の爲めに雇として働くものがある。借金の爲めに働くものは明治末年には十圓に對して月一人であつたが、大正八年には二十五圓乃至三十圓に對して月一人となつた。

2 木村氏論文、二七五、二八四、二九九、三二五―六頁。

3 藤巻傳之丞稿「岩手縣ニ於ケル名子制度及刈分小作調査稿本」岩手縣廳農務課藏。(前掲内務部調査書の材料)。

尙大川村は田は極めて少い。田四町歩(内小作地一反五畝)畑四六六町(内小作地一四一町六段四畝)。

有藝村、本村は山岳を以て圍まれ、交通は極めて不便であつて、廣大なる面積にもかゝはらず(六・八方里)、總

戸數は僅かに二二一戸(昭和三年末、内農家戸數自作九七、自小作四八、小作二二)に過ぎない。以前は安家村と共に岩泉町に三ヶ町村の組合村役場を置いたが、昭和三年十月に至つて初めて獨立して村役場を上野に置くことになつた。斯くの如き状態であるから生産力も極めて低く、一年一作を普通とする。昭和三年農業調査の結果によれば田はなく、畑は自作地一四四町七反六畝一五歩、小作地五四町一反七畝二七歩に對して、國有林二、二一一町六反歩、村有林三、〇四一町歩を占めてゐる。尙民有地でも他町村民の所有地が甚だ多い(1)。村民の生活の基礎は主として木炭、薪炭材生産に置かれてゐる。従つて村民の生活程度も亦甚だ低く、現在尙三食中一食は「シダミ」を食する相である。昭和四五年頃の調査では未だ電燈を點するに至らず、石油ランプを使用し(一ケ年の燈火用として使用する石油は約二斗、一斗は四圓内外)、其他白樺の皮を乾燥して燈火に用ひたと云ふことである。

畑の小作關係は分け作であつて、脱穀調整後穀分けによつて折半する。但し燒畑にあつては地主四分小作人六分の所得である。尤も岩泉町の地主所有に屬する田畑の小作關係は小作地の代償として牛の預託をうけ(普通二、三頭)飼養管理し、仔牛を地主に與へるものが多い。此の場合種牛は地主が貸與してゐる(2)。

1 本村には岩原町の大地主の所有にかゝる畑山野が可成り存在し、昭和三年の調査では畑は六六町四反五畝に達する。これ等の地主(四名)に屬する小作人は一六戸である。尙これ等の小作人のうちには、小作人の子女が季節的に旦那の家に手傳に出る半名子的のものもあるといふことである。

2 前掲藤巻氏調査稿本による。

小本村 大地主と見るべきものなく、名子制度は現存しない。殊に水田は殆んどなく、畑(小作地四五町二反歩自作地一九三町四反六畝七歩)の小作關係は分け作で、穀分けを普通とする。種子は地主によつて出すものと出さないものとあつて一様でないが、肥料はすべて小作人の負擔、刈取後脱穀調整迄を小作人が行ひ、二十日以内に地主立合の上折半して分配する。従つて程は全部小作人の取得である。

(2)

既にこれ等の事例に於ても明かな如く、此地方の名子制度は殆んど刈分小作と結合してゐる。勿論名子には家屋敷、山林と共に田畑が當然貸與されて居り、名子地と刈分地とが區別されてゐる場合もあるが、家屋敷、山林に對して賦役が課せられ、田畑は刈分となつてゐるものが多い。

又此の地方の名子制度は「安倍頼時の後裔にして前九年役後其一族郎黨を引連れて本村石峠に來り住し農耕に従ひ享保年間に南部藩より免地證文被下同時に御山守被仰付、郎黨の子孫を適宜區劃内に居住せしめ、宅地、畑、家屋等を貸與し其代償として地頭の要求する賦役に服する關係を生じたといふ豊間根村豊間根家の如き、或ひは「年代詳らかならざるも一族を引き連れたる落武者が當地に來り居住し主領は地頭となり、家來を名子」とした上閉伊郡金澤村の名子制度の如き(1)、或ひは二十五代前に上方より移住し來り血族及び奉公人の分家を名子とした九戸郡侍濱村鳥谷家の如き、前期封建制の時代から引續き存續してゐるものは見られない。多く幕藩時代中期から末期へかけて、或ひは藩營鐵山御用掛として、或は新田開發によつて、或ひは商業、高利貸資本家として貨幣財産を蓄

積し名子持地主となつたものである(2)。この間に勿論以前の地頭の或るものは没落して他の地主に名子をひは名子を解放し、名子も亦名子地を買ひとつて平百姓、本百姓となつたものもあるであらう。しかしながら一般に近接都市を中心とする商業、高利貸的な前期資本の農村侵蝕、貨幣經濟の影響は、農村現物經濟の腐朽を促進し、地主は自然經濟的な、身分的隷屬關係に基礎を置く地主手作を抛棄して寄生的な性格を強め、従つて農村地主は小土地所有に向つて分解するのを普通とするが、極めて低い生産力の下に莊園的な勢力が強く殘存せしめられてゐる場合には商業、高利貸資本の影響による農民の零細耕作の破滅過程は、名子雇其の他による地主手作といふ形と併行して行はれるか、又小作關係にしても普通小作よりは遙かに身分的從屬關係の強い刈分小作の形態がとられる。名子がかかる發生形態をとる場合、特に元和三年より明治維新に至る二百五十年の間に七十六年の凶作年を生じたと云はれる程の凶作、飢饉、就中、元祿、寶曆、天明、天保の所謂南部藩四大飢饉が重要な契機として作用したことは云ふまでもない。尤も初期藩財政は砂金、馬、米等の産出多く、殊に慶長年間白根、五十枚金山其他各所に金銀銅の巨額の産出を見、累年の豊作に依つて諸色大に價賤しく、米一石錢七百文に換ゆ、且公倉の米穀充満して八九年を経て倉内に腐爛す、臭氣外に及ぶ、依つて米内藏(中略)祖母藏(中略)より有司潛に夜其腐米を出して北上川姥ヶ淵(中略)に沈捨つ、公の在世頗る修費多しと云へども金米充溢して減ずる事なし」といふ有様で(3)、従つて六七年に一回の割合に襲來する凶作も何等痛痒を感じることがなかつたのであるが、後期特に元祿以後は太平の世となるにつれて軍馬の需要は激減して産馬價格暴落し、産金又激減して廢坑相次ぎ、新に發見せられた諸金

山も往年の如く良山少く辛うじて採算あるに過ぎず、銅山も亦收支相伴はざるもの續出するに至つたといふ有様で、加ふるに、元祿以後の凶作の頻發は藩財政の収入減少を齎らすこと著しいものがあつた。殊に文化年中松前藩警備を命ぜられたことは南部藩にとつて重い財政負擔となつて支出を増加した。これ等の財政困難を處理する爲めに新田開發、專賣制度、諸税の増徴、新税創設、俸祿借上、御用金徵發、錢札、預切手の發行、祿高の賣却、米・雜穀の強制買上、藩産物の輸出奨勵、藩の重工業直營等々の種々の對策が行はれたが(4)、何れも新興町人階級の利する所となつたことは想像に難くない。飢饉による窮迫化と、重税の二重の重壓が益々加はるにつれて、農民のうち家産あるものは、土地、家屋敷等の不動産を擔保とし、更には馬、鉞、鋤等の生産要具、乃至は生活要具をも擔保するか、或ひは賣拂つて、食を求め他人の合力にすがり、又は他領へ逃散した。この場合農業生産力の極めて低い段階に於ては、農民は土地への隸屬を餘儀なくされるので、負債を年賦償還に書替へ、又は有合賣、年季賣等の留保條件を付け、所有權の完全な移轉を阻止するといふやうな方法がとられるのであるが、反つて公租と小作料との二重の負擔を通じて債務者への隸屬を一層強化する結果となる。これ等の諸條件が相互に規定し合つて此の地方の社會經濟的發達を遅らせてゐると同時に、こゝに此の地方に於ける名子制度發生、存續の根據がある。

1 前掲岩手縣内務部調査五一六頁

2 例へば岩泉町中村家の祖先は寛政元年熊澤、室久保、藤谷、板橋等の藩有鐵山支配を仰付けられる、一方蓄積財産を附近

の町農民に貸付け土地を兼併する根據をつつたと共に、藩庫に献金して士格を與へられ佐々木姓を名乗り、中村屋又は丸石と號する近在切つての大富豪となつた。(木下氏前掲論文一四〇頁)

3 古川康伍「封内貢賦記」南部叢書第五册五五一—三頁

4 森嘉兵衛「舊南部藩に於ける百姓一揆の研究」九—三二頁

尙同氏の記するところによれば零石通の齋藤屋善右衛門は寶曆六年に農民より田高二石八斗四升二合、苗代六枚、家三軒馬屋二軒半戸四枚を一括して二十八貫七百五十文に買ひ、又同年に七斗四升の田地を二貫七百文に買つてゐる相である。

當時の米價は一駄(七斗四升)六貫五百文であるので、前者は四駄約三石にしか當らない。(舊南部藩飢饉史の研究)「岩手教育」第十二卷第十二號「一五頁」

勿論以上の如き土地集中の結果は必ずしも名子の形をとるとは限らない。身分的從屬關係及び地主手作の關係を多分に存した刈分小作の形態がとられる場合もある。従つて刈分小作は必ずしも名子制度から繼起的に移行、轉化したものではないが、生産力の發展水準に照應して繼起的な一つの發展段階と見ることが出来るであらう。

第一節に述べた如く、元來名子地は一般小作地とは同様に觀念されて居らず、名子地として家屋敷と共に與へられ、其の他に刈分け地を小作してゐるといふやうな場合には、この兩者は嚴密に區別されてゐる。例へば安家村の某地主は半馬を澤山飼つてゐるので厩肥が澤山出来るが、此の厩肥を刈分け地に入れさせる(厩肥を刈分け地に運ばせる時は何人來ても皆地主方で賄ふ)、しかし名子地には入れることを許さない(1)。即ち名子地は刈分け地と同様の小作地としては解釋されてゐないので、従つて、賦役は普通小作料を穀物又は金錢にて納入する代りに、勞役を

以てするものとしては解釋出來ない。元來賦役の量は全體に於て地主の手作に必要な限度内で決められたものと考へられるので、所謂賃貸料として發生したものでなく、その價格の明確な算定も、各地目別の賦役量も豫め決めておく必要はなかつた。地主側の要求によつて自由に徴收し得る全く身分的隷屬關係の表象に外ならない。従つて地主が手作を減少してその一部を名子に小作せしめた場合、それと同時に當然從來の賦役の一部の廢止が必要となつてくるので、賦役の一部を物納にうつす場合があるが、この場合減少した賦役に對して幾何といふ割合で物納の量が決定されるのではないので、田畑に對しては當然刈分けの形となる。勿論、刈分けとなる社會的、經濟的な根據は自然的條件の劣悪さによる作物の固定性、農耕技術の停滯性、並びに自然的條件の劣悪さの一面を示すものである技術發展の低位を規定する社會的經濟的諸條件に存するものである(2)。しかも、以上のやうな關係から刈分けに於ては地主手作的要素が多分に含まれてゐるので、前掲安家村の例に於てその一端を見得るやうに、耕作諸條件に對する地主側の干渉は普通小作に於けるよりは遙かに強く、地主との共同耕作的色彩を多分に含んでゐる。又立毛刈取りに際しては地主の都合を聞いて地主若しくは代理人(奉行)の立合を求め、刈取り作物の運搬、脱穀調整等が原則として小作人側の負擔となつてゐる。従つて刈分小作の二形態、所謂「刈分け」(「束分け」と「穀分け」に於ては「奉行」の立合を求めて「島」で分ける「刈分け」の方が原型であり、現在畑に普通に行はれる畑作物を脱穀の上分配する「コナン分け」或ひは「穀分け」はそれから轉化した形であると云へやう(3)。

1 木村氏の前掲論文二八四、三〇〇頁

2 此の地方に於ては刈分けの結果分配される粟、稗の需要は又刈分を存続させる一つの技術的根據である。此の地方の農耕に於て牛馬の飼養は絶對的に切り離して考へられものであるが、この點から敷糞、飼料としての粟、稗の需要は看過出來ない。稗稈は普通反當三百貫内外出來るが、岩泉地方では一反歩から得られる稗稈を以て牛一頭を飼養し得るものとし、大體稈の反別に應じて牛を飼養してゐる。

3 例へば岩泉町中村家の分作の方法は舊藩時代から行はれてゐるが、明治時代に於けるものとは方法條件に於て多少異なる。つてみて、天保九年「二升石村岩泉村分作書留帳」には作人名、畑の位置、面積、並びに地頭取分たる作物の束、把數が記されてゐるのに對し、明治七年の「畑分作覺帳」では作人名、畑の位置、面積と共に、地頭取分が楯目で示されてゐる。従つて畑の「コナン分け」が、田の刈分小作よりも、一層原始的であるとなす布施氏の見解(「畑小作の刈分と宅地小作の徭役」『經濟評論』第二卷第九號)は、田の小作人よりも畑の小作人の方が封建的隷屬制を、ヨリ色濃く殘存してゐるといふ觀念に出發する解釋であると思はれる。むしろ、穀分けは地主手作的要素から脱却して定額小作へ一步近付いたものであると考へられる。田の「束分け」は稻粟のもつ重要性によることが多い。

兎に角、地主手作の廢止又は縮少せしめるに至つた基礎過程と共に、賦役と刈分の併存の形へ、更には金納への變化があらはれて來るのであるが、かゝる傾向は明治二、三十年から、特に明治末年から大正初年へかけて顯著となつてゐる。又「明治初年頃迄は縣下、殊に舊南部領には(中略)所謂地頭、名子の關係を存したる部落相當多かりしも時代の推移と共に地頭の没落するあり或は地頭が積極的に名子解放を行ふものあり、また名子も次第に自覺し永久に屈從的の隷屬關係より脱して獨立自營せんことを望み名子脱けするもの(1)も生じて來る一方、没落地頭の

名子が新名子地購入者と分作又は定額小作の契約を結び、或ひは獨立農民に轉化し、或ひは日雇、出稼其の他の賃銀労働者に轉化する。即ち名子關係存続のための經濟的基礎の稀薄化は賦役の減少、雇役化、更には從屬關係の稀薄化をもたらし、名子制度を變質、崩壊せしめてゐる。

1 岩手縣内務部調査書一四頁。

特に自作農創設政策の施行以來自作農創設資金によつて自作農化し、「名子脱け」をするものが多い。小川村では昭和四年度六戸、購入地田三反六畝、畑五町六反四畝三步、借入金九、六六八圓、昭和五年度六戸、購入地畑五町九反四畝二步、借入金五、五三〇圓、岩泉町では昭和四年四戸、購入地畑一町九反三畝五步、借入金三、五二〇圓、昭和五年度一戸、購入地畑五反七畝二八步、借入金九七三圓。

地主手作を廢止又は縮少するに至る經濟的根據は我國資本主義の成初期及び上昇期に於て資本家的賃労働者需要の増大とそれに伴ふ賃賃の騰貴、並びにそれ等に基く賦役制度の矛盾、出稼の機會の増加にあつた。一般に東北地方に於ては、その社會的經濟的發展の停滯性に基く資本主義的發展の不均衡性から、明治二十年から三、四十年へかけて資本主義の確立、發展の過程に於て、蓄積された貨幣資本は地元で資本化し得ず、先進地方の資本補強手段となり、商業、高利貸資本の形態に於て作用するに止まつたので、此の時期に於て一般地主は米價騰貴、高率小作料、固定せる金納地租を條件として寄性的性質と資本家的性質への志向を強めて行つたのに對して、東北地方特に山間部に於ては高々、肥料商、酒屋、味噌醬油屋、雜貨商等の商業資本が、或ひは土地に授けられて高利貸資本に轉化するに過ぎず、反つて土地への從屬關係を益々強めた。従つて地主資本の資本家的企業資本への轉化が地主手作を減少

又は廢止せしめたといふよりはむしろ労働者需要の増大に伴ふ一般的賃賃の騰貴にあるので、土地への從屬の強化と相俟つて、多分に封建的な刈分小作の、若しくは名子制度と刈分小作の結合の廣汎な分布を示してゐるのである。勿論地主手作の減少又は廢止と共に家屋敷に對する賦役の量も減少し、煤拂ひ其の他の家事、吉凶の手傳、茶園の耕作等を中心とする臨時的なものに迄なり、更には金納化してゐる場合もある。

更に上述せる如く小本川流域地方一帯は畜牛地帯として發達し來り、最近は又近代的な酪農工業と結びつけられてゐる。我々は次にこれ等の名子制度と結合せしめられてゐる家畜小作について、又近代的な酪農工業によつて名子制度が又家畜小作自體が如何に變化せしめられてゐるかを見やう。